

ハラスメント防止のために

1. ハラスメントに対する本学の基本的な考え方

本学は、学生の皆さんが快適な環境の中で教育を受けることができるよう日々努めています。ハラスメントに関わる問題は、学生の皆さんにとって学園生活を不快なものにする大きな要因の一つであります。それは、個人の人格を深く傷つける人権侵害であり、学習権の侵害でもあるため、見過すことのできるものではありません。そのような事態が起こった場合、すみやかに公正に対処していきたいと考えています。また、皆さんが気軽に相談できる雰囲気作りにも努めてまいります。

2. ハラスメントとはどのようなものか？

学業・研究・課外活動などで優位な立場にある者が逆らえない立場にある者に対して、相手の望まない優越的な言動や行為により、大学生生活を送る上での不利益や困難を生じさせることです。

セクシュアル・ハラスメントは、その人が望まない性的な言葉を投げかけたり（言葉によるセクシュアル・ハラスメント）、性的な接触をしたり（行動によるセクシュアル・ハラスメント）、視覚を通して不快感を起こさせたり（視覚によるセクシュアル・ハラスメント）することです。

アカデミック・ハラスメントは、教育研究の場で、優位的立場にある者が、その優位的な立場を利用して、相手の意に反して不適切な発言や行為により、相手方の学習・教育研究意欲を低下させたり、学習・教育研究環境を悪化させたりすることです。

パワー・ハラスメントは、先輩、上級生、教員など優位な立場にある者が、その地位を利用した不適切な発言や行為により相手方の修学・課外活動意欲を低下させ、学習環境を悪化させることです。

3. ハラスメントを受けたと感じたら

ハラスメントを受けたと感じたら、以下の対応をしてください。

- 1) あなたが相手の行動を「不快だ」と感じたら、言葉と態度で相手にはっきりと「自分は望んでいない」、「嫌だ」ということを伝えてください。
- 2) 意思表示をしても効果がない、あるいは意思表示がしたくてもできないときは、一人で悩まずに、周囲の信用できる人に話して、助けてもらってください。支援してくれた人には証人になってもらうことの確認を取っておいてください。
- 3) いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか、他に人はいたかなどについて必ず「記録」をとってください。
- 4) 相談者のプライバシー、名誉、秘密は尊重されますので、一人で悩まないで、勇気を出して次頁の「ハラスメント相談窓口」にいつでも相談してください。

【相談窓口】

- ① 学生支援課 ：平日 9:00～17:00
 ：土曜日 9:00～14:00

場所：本館4階

電話：078-611-1822（直通）

- ② ハラスメント防止対策委員会・メールアドレス：harassment@kobe-tokiwa.ac.jp

ハラスメント相談員は、各学科に1名と学生支援課職員で構成されています。各学科の相談員は、インフォメーションロビーに掲示しています。

4. 本学での対応方法

学生からハラスメント被害の訴えを受けた場合、本学では、ハラスメント防止対策委員会によって、秘密を尊重しつつ、公正な調査を行います。

その上で、皆さんが快適で安心した学生生活を送ることができるように適切な対応をします。